

砂越

移住お試し住宅

利用マニュアル

2024年4月 改定

1. 制度概要、申込方法

(1) 目的

この制度は酒田市への移住希望者等が移住を検討する際に、本市の生活環境を体験していただき、市への移住促進を図ることを目的としています。

(2) 利用対象者

酒田市への移住を希望又は検討する者のうち、庄内地域外在住者を対象とします。また、次のいずれかの方法で酒田市の移住定住情報を継続して受け取ることができる者としてします。

①酒田市移住相談総合窓口の Instagram をフォローする。

②酒田市移住相談総合窓口の X をフォローする。

③酒田市の公式 LINE アカウントに友達登録し、「さかたコンポ」ボタンから「LINE でログイン」を選択し、移住・定住情報を受信する。

なお、未成年者のみの利用はできません。



Instagram



X



LINE

(3) 利用可能期間

利用期間は、原則として7泊8日までとし、同一の利用者が利用できる回数は年度中4回までとします。ただし、本市への移住実現のための直近の準備期間にあたと認められる場合は1回につき最大で30日間の利用を可能とします。

(4) 利用対象期間 令和7年3月31日まで（年末年始その他施設管理日を除く）

(5) 利用料

施設利用料金はかかりません。ただし施設までの交通費、その他各自でご用意される物への実費についてはご自身で負担をお願いいたします。

(6) 利用申し込み

事前に電話、メール等で予約の空き状況を確認の上、仮予約を行なったうえ、利用の2週間前までに、酒田市移住お試し住宅利用申込書（様式第1号）を、利用規約（様式第2号）の誓約書、身分証明書（運転免許証、住民票等）の写しを添えて提出してください。申込書等の様式は市のホームページでダウンロード頂くか、メールや郵送等でお送りいたします。空き状況の確認、申込書の提出は下記担当までお願いいたします。

(7) 申込み先

〒998-8540

山形県酒田市本町二丁目2番45号

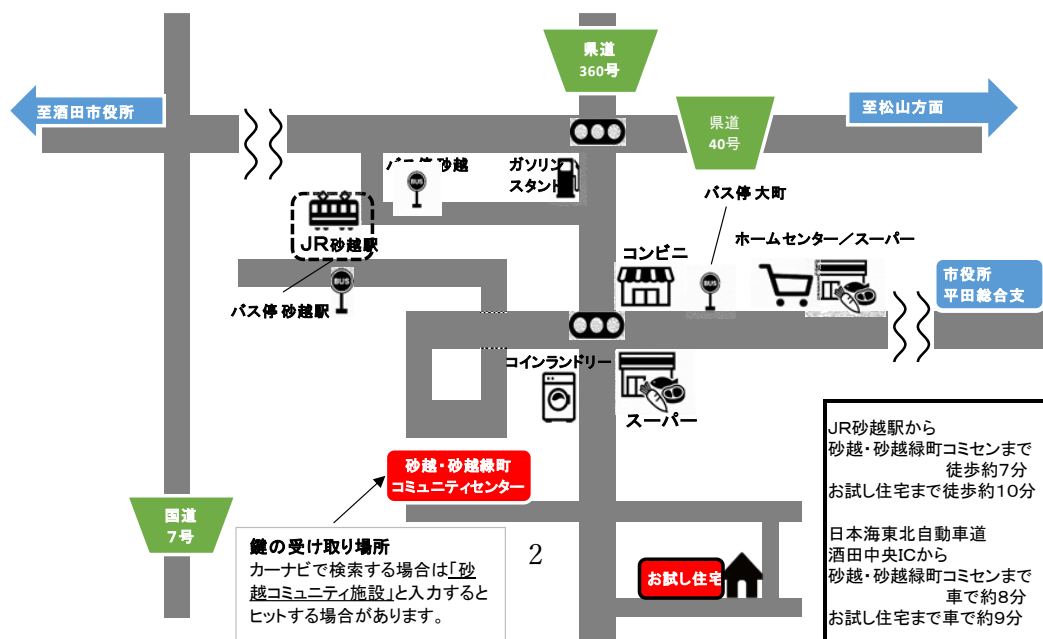
酒田市総務部市長公室 移住相談総合窓口

TEL : 0234-26-5768 / FAX : 0234-26-3688

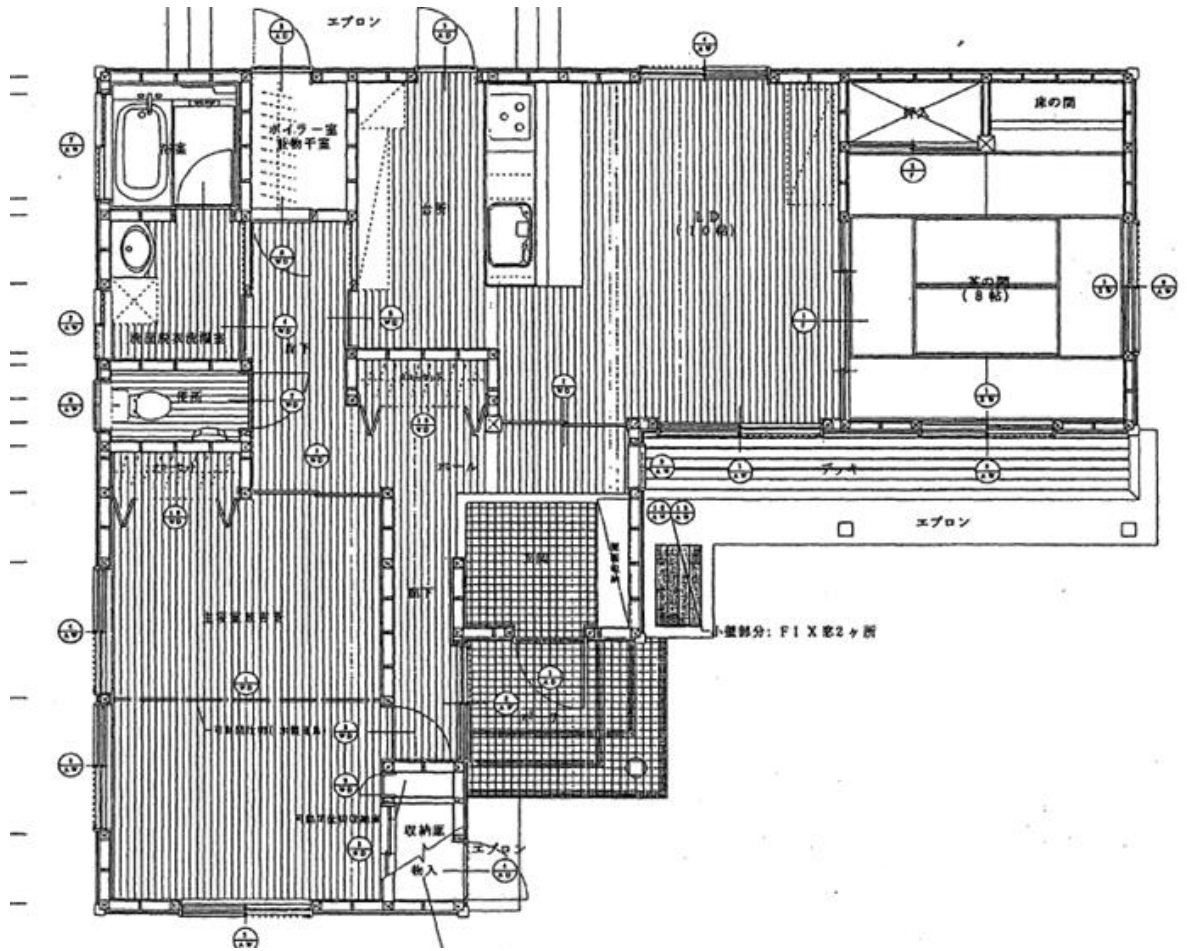
E-mail : iju@city.sakata.lg.jp

2. 施設概要

所在地	山形県酒田市砂越字楯之内86番地の14
建築年	平成12年(木造、平屋建て)
間取り	2(洋室1、和室1)LDK、洋室は仕切りで分割可能
設備	冷暖房、ガスコンロ、バス・トイレ別、駐車スペース有
説明	徒歩5分圏内にスーパー、ホームセンター、コンビニがあり、生活体験にとっても便利です。



【間取りと室内の様子】



【主な備品】

種別	品名	備考
家電	テレビ	
	冷蔵庫	
	全自動洗濯機	
	炊飯器	
	電子レンジ	
	オーブントースター	
	ホットプレート	
	ガスコンロ	
	掃除機	
	エアコン	
	FFヒーター	
家具	リビングテーブル、物置きテーブル	
	座布団、ソファ、じゅうたんマット	
	掛け時計	
	カラーボックス、パンフレットラック	
キッチン	包丁、まな板	
	茶碗、お椀、丼、各種皿	
	箸、スプーン、フォーク、ナイフ	
	両手鍋、フライパン、やかん	
	グラス、湯呑み、コーヒーカップ	
	ボウル、ザル	
	菜箸、おたま、フライパン返し、キッチンはさみ	
ふきん、スポンジ、水切り籠、フロアマット		
洗濯	室内洗濯物干	
バス	風呂イス、お風呂洗い用スポンジ、足ふきマット ドライヤー	
トイレ	トイレブラシ、トイレスリッパ	
その他	ほうき、ちりとり、バケツ、雑巾、ごみ箱	
	スリッパ	
	消火器	
	懐中電灯	
	コートかけ	
	子ども用おもちゃ	

※ 施設には、必要最低限の備品・消耗品を設置しておりますが、その他必要な物品、消耗品等については各自でご用意いただきます。また、備品のほとんどが中古品です。衛生面等には気を付けておりますが、気になる方は、恐縮ですが各自での対応をお願いいたします。

【寝具】

施設には、寝具を備え付けておりません。ご持参いただくか、レンタル可能な業者へ連絡し、自身で予約・受け取り・支払いをお願いします。

市内レンタル可能業者

- ・東北リネン株式会社
住所：酒田市東町1丁目23-5
TEL：0234-22-3644
- ・ふとんの池田
住所：酒田市一番町3-32
TEL：0234-24-7211

3. 入居から退去まで

(1) 入居

- ①鍵の引渡しは、午前9時から午後4時までの間の時間で、砂越・砂越緑町コミュニティセンターにて行ないます。利用に当たっての説明等で30分程度お時間を頂きます。
※カーナビで検索する場合は「砂越コミュニティ施設」と入力して下さい。
- ②利用申込書に記載した、利用開始日時に砂越・砂越緑町コミュニティセンターへお越しください。到着時間が変更になる場合は必ず事前にご連絡ください。
- ③利用の際は、施設の近隣の方へ、利用期間をお知らせいたしますので予めご了承ください。

(2) 滞在中

- ①滞在中は、移住に関する相談の時間を設けさせていただきます。相談の日程や時間は、予めご相談をお願いいたします。
- ②アンケートへのご協力をお願いします。利用時にお渡ししますので、退去の際に担当へお渡しください。
- ③滞在中に撮影した「酒田での一枚」のお写真提供をお願いします（任意）。
ご提供いただいた写真は、酒田市移住相談総合窓口公式 Instagram に掲載させていただきます場合があります。
お名前や個人情報は一切掲載致しませんので、酒田の景色や美味しい食べ物など「移住検討者さんの目線」での一枚をお待ちしております。

- ④滞在中の行動について制約はありませんが、長期で不在となる場合には、事前にご連絡ください。
- ⑤寝具のレンタル料金など、利用期間中に支払いの生じたものにつきましては、退去日までにご自身で支払い手続き等を完了してください。
- ⑥滞在中、緊急で連絡が必要となった場合には、施設内に掲示してある連絡先に連絡してください。

(3) 退去

- ①退去は、午前9時から午後4時までの間にお願いします。退去の際には、担当者が立会いのもと、およそ30分程度、施設や備品などの確認を行いますので、退去時間はそれを踏まえてご検討いただき、申請書にご記入ください。
- ②退去前には施設内を清掃してください。
- ③ごみの出し方については、利用時に詳しく説明します。
- ④バスマット、食器用ふきん、台拭きは洗って干してってください。
- ⑤確認が終わりましたら、アンケートを回収し、鍵を返却していただきます。

(4) その他

入退去については、酒田市が業務委託した地元の砂越・砂越緑町コミュニティ振興会で手続きを行ないます。また、利用中の地域でのお問い合わせについてもこちらのコミュニティ振興会にお問い合わせください。

連絡先、受付時間などは6ページ「5. 各連絡先について」でご確認ください。

4. 利用にあたっての留意事項

(1) 遵守事項

利用規約に定められた事項及び、利用時に説明を受けた事項について遵守をお願いいたします。

(2) 施設等について

施設内は禁煙です。また、バリアフリーに対応した住宅ではございませんので、予めご了承ください。また、施設については空き家を事業に利活用しているものであり、ホテルや旅館等のようにサービスやメンテナンス等の行き届いているものではございませんので、こちらもご了承のうえご利用くださるようお願いいたします。

(3) その他

利用期間中、ご相談等あれば申し込み先の酒田市地域共生課または、お近くの砂越・砂越緑町コミュニティセンター内のコミュニティ振興会事務局でご相談に応じます。気兼ねなくお問い合わせご相談ください。

5. 各連絡先について

- ・当日の入退去時間の変更、利用中の地域についてのお問合せ
(受付時間：月～金 9：00～16：00)
砂越・砂越緑町コミュニティ振興会
住所：酒田市砂越字楯之内60-1 砂越・砂越緑町コミュニティセンター内
電話：0234-52-3519
- ・住宅に関するお問合せ先（受付時間：月～金 8：30～17：15）
酒田市総務部市長公室 移住相談総合窓口
住所：酒田市本町二丁目2番45号
電話：0234-26-5768
- ・土日、夜間の連絡先については、施設内に掲示してある連絡先へご連絡下さい。